

令和元年度 第5回広尾町教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年10月1日（火）午後1時30分～
- 2 場 所 コミセン第1会議室
- 3 委員の出欠席 出席 中村委員、武藤委員、大森委員、石山委員
欠席
- 4 教育長の出欠席 出席
- 5 出席した職員 管理課長、管理課長補佐、学校給食センター所長、学校教育係長、
社会教育課長、図書館長
- 6 町民憲章朗読
- 7 開 会
- 8 議 事

教育長(13:30)

＞ それでは早速議事に入らせていただきます。はじめに日程第1、報告事項1、会議及び諸行事報告について説明をお願いします。

管理課長

＞ それでは日程第1、報告事項1、会議及び諸行事の報告であります。8月28日から9月30日までの報告でございます。

（議案1頁により説明）

＞ 以上、教育委員関係の会議及び諸行事を報告させていただきました。2頁から3頁の事務局職員関係については省略いたします。

教育長

＞ ただいまの報告の件に関して確認することがありましたら発言をお願いします。（各委員「ありません」） それでは次に行ってよろしいでしょうか。（各委員「はい」）

＞ 報告事項２、広尾町教育委員会委員の任命について報告をお願いします。

管理課長

＞ 先日の広尾町議会第３回定例会におきまして同意を得られましたので報告をいたします。中村孝夫氏の再任であります。任期は令和元年１０月１日から令和５年９月３０日までであります。先ほど町長室のほうで辞令交付を行っております。以上であります。

教育長

＞ この件について何か質問がありましたら発言をお願いします。（各委員「なし」） よろしいですね。

＞ それでは報告事項３、広尾町教育委員会教育長職務代理者の指名について報告をお願いします。

管理課長

＞ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項の規定により、広尾町教育委員会教育長の職務代理者に中村孝夫氏を指名したので報告いたします。

教育長

＞ この件について何かありましたら発言をお願いします。（各委員「なし」） それでは次に移ります。

＞ 日程第２、議案第１６号、広尾町立学校の部活動の在り方に関する方針の策定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

管理課長

＞ それでは説明をさせていただきます。この方針は平成３０年３月スポーツ庁で策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、また、同年１２月、文化庁で策定された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則りまして、北海道が運動部活動と文化部活動を一体化し策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考として策定したものでございます。方針策定の趣旨等は部活動は学校教育の一環として行われることや生徒の生活や心身の成長に配慮する必要があるということでございます。部活動の在り方に関する方針については、議案第１６号関係資料ということで広尾町

教育委員会が策定したもの、それと、北海道の部活動の在り方に関する方針ということで平成31年1月に北海道・北海道教育委員会が策定したものを参考資料として添付しております。以上であります。

教育長

＞ それでは議案第16号に関する質疑をお願いします。

＞ 大森委員さん何かありますか。

大森委員

＞ 広尾町教育委員会のほうの学校の部活動の在り方に何する方針資料で、もうちょっと具体的に知りたいなというところがあるんですが、例えば4頁の一番下の「学校保健安全法等も踏まえ支援及び指導・是正を行う」というところですか、「運動部顧問」という固有名詞が出てきたり、「外部指導者」、あとそれと8頁の地域の連携等の一番下の「民間事業者の活用」ですか、そういう固有名詞がもうちょっと、実際にはどういうことなのか、ちょっとわかりづらいなと思っています。あと、9頁のところのイのところですね、「学校施設開放事業を推進する」というところで、開放時は実際にはどういう風になるのか具体的に考えていかないといけないとか、もろもろ色々ちょっとあります。

管理課長

＞ すいません、学校保健安全法については詳しく今即答はできませんけど、5頁の運動部顧問と（2）のほうにある文化部顧問ということで、それぞれ運動部顧問に対してはスポーツ医科学の見地からトレーニング効果というところと、文化部顧問のところもですね、要するに練習を一生懸命にやりすぎて「バーンアウト」要するに燃え尽きることなく、そういうところで、コンクールやコンテストなどに目標が達成できるようにということで、それぞれ言い方を分けているんですね、運動部と文化部の顧問ということで、スポーツと文化の活動の違いでトレーニングというところと文化部は練習のし過ぎということで、言い方をちょっと分けてるんですね、それでこの名称は2つ、運動部顧問と文化部顧問という形で分けさせてもらっております。次に8頁の民間事業者の活用等についてであります、今言われてるのが地域のスポーツ少年団もそうなんですけど、地域のスポーツクラブ等を作ってですね、地域のスポーツクラブ等を活用して、練習がきちんとできない時などにはそちらのほうを活用してということになってきている。地元の広尾町にあるのかと言ったら無いのですが、そういう事例があるということで、この民間事業者の活用等によるということで載せさせていただいています。音更にはスポーツクラブというのができたんです。小学校の教頭先生から見せてもらったんですけど、これは主に少年団の活動

とかをですね、少年団に先生を入れてやるのではなくてスポーツクラブという団体を作って活動していったらどうだということで、音更ではスポーツクラブができています。そういった部分を活用したらということでもあります。あと、学校施設開放事業なんですけれど、放課後、夜の時間ですとか、小学校・中学校の体育館をスポーツ団体等に開放してですね、例えばミニバレーだとかバスケットとかそういったスポーツ団体に貸している開放事業をやっているということでもあります。部活動とはちょっと離れるんですけど、そういった部分で社会教育に位置するんですけど、そういった学校施設の開放事業を行っております。雑ぱくですが私のほうからは以上です。

教育長

＞ 学校保健安全法についてはまだわからないですか。

管理課長

＞ 今調べております。すいません。

教育長

＞ ざっくりなんですけれど、厚労省が交付した法律なんですけど、働き方改革にも繋がってくるんですけど、労働時間がブラック企業といわれるようなのですと、社員であったり従業員であったりとかの死に繋がるということを防止するために策定したというものでありまして、この前の議会でも学校保健安全法について一般質問でも言われました。法律が制定されている訳でありますから、学校についても働き方改革を進めてくださいとの意見もありましたし、そういうざっくりとした答えしかできないんですけど、事務局、今資料はありますか。

管理課長

＞ 学校保健安全法の中でですね、今ちょっと文を読み上げたいんですけど、「学校における体育・保健に関する指導は児童・生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて行うものとする。特に学校における食育の推進、体育の向上に関する指導、安全に対する指導及び心身に対する指導、保持増進に関する指導については体育科の時間はもとより家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特殊性によって適切に行うように努める。また、それらの指導をとおして家庭や地域社会との連携を図りながら日常生活において適切な体育・健康に関する活動の自主性を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」ということで、学校保健安全法の中で、まあ心身の発達に考慮しながらということで、そういう一文があるということ

で、それも基礎にあるということだと思うんですが。

教育長

＞ 子どもたちもそうですけれど、指導する先生方にも当然該当してくるわけですから。

大森委員

＞ もともと、この部活動の在り方に関する討論というか論点が、私に言わしてみれば残念なことなんですけれど、子どもたち側から出た発想ではなくて先生方の働き方を何とかしなければならぬというところから発してこういう風になったのがちょっと残念かなと思うんですけれど、でも、せっかくここまで来たのであれば部活動とは何かというか、生徒・児童側から立って、やはり好ましいのはどういうことなのか、まずは部活動の指針ですね、きちっと踏まえたうえでこうやって論議するっていうのが好ましいのかなと感じています。あとは、やっぱりここですっと書かれていることですけれども部活動の意味だとか意義をもう一回見直す、今までだとやはりもう、大会そこを目指してやるという、いわゆるスポーツには二面性があると思うんですけど、試合をして勝つという競技的な意味と教育的な意味があって、部活動とはそういうものだと、二つの面が相反してるものが混ざりようがないんですね結局は、だけど、それが何か教育的な勝つことが教育的であるという、勝つことに非常に傾いている。特に北海道はそういう傾倒が強かったんですけど、このところをもう一回見直そうという風に受け取れますので、北海道教育委員会の資料もそれに基づいて作られているんでしょうけど、広尾町教育委員会のこの資料もそういうところも見えるので非常に内容的には方向性は好ましい方向へ行ってるのかなという印象があります。なので先生方の働き方改革で先生方の働き方を考えてこうしたいというのではなくて、やっぱり教育委員会としては子どもたちにとってどうあるべきかというのを考えていって作っていたほうがいいのかと思います。

管理課長

＞ たしかに、一番最初に言われとことだと思うんですけども、部活動の意義というところですね、そこをもう一度学校にも周知しようと思っています。

大森委員

＞ あと働き方改革で言われているのが、先生方が部活動にどれくらい物理的に時間、まあ精神的に費やせるかどうかという問題がいろいろ、外部の指導者っていうのはどういう定義づけになるのか、例えばそういう人をお願いするとしたらどういう風な働き方をしてもらうようにしたいのか、他の教育委員会のこともちょっとかじって調べてみたんですが、

外部指導者、部活動指導員と二つ作っているところもあるんですよね、定義付けもちょっと違って部活動の外部の外部指導者はこうで、部活動指導者はこういう風に働けるとか、定義付けをしているところもあったり、どういう風に具体的に進んでいくのが広尾町にとしては、やっていけるのだとかこの先そういうところも調べたり研修したり、利用できるのか利用できないのか、ほかの方法があるのかなど具体的に調べていかないといけないのかなと思います。

管理課長

＞ 部活動の外部指導も、大森委員が言われたように、一つは外部指導という形で部活動に対して指導をしていくという形ですけれども、部活動指導員というのは、部活に全部入って遠征等にも連れて行けるというような形で、本当に先生の代わりですね。そのかわり報酬も出るんですけど、そのような形で部活動を全面的に支援するという形の制度が二つあります。現在、広尾高校の吹奏楽部のほうが外部指導者という形で、北海道の制度に則って報酬を払いながら部活動の指導をしてもらっている方がいらっしゃいます。そこはまだ部活動の全体を見るという形ではないですけど、部活動の技術指導ということで見てもらう形は作っております。中学校のほうは、そこまで、報酬を支払うというところまでは行っていないですが、部活動を外部指導者として指導している方はいらっしゃいます。

大森委員

＞ 広尾町の場合、中学校の場合は外部指導者にお願いしている部分はあるけれども、無報酬でお願いしているということですか。

管理課長

＞ そうですね、今のところはまだそういった制度を利用しているわけではないですね。

大森委員

＞ 好意でやっていただいているということですか。

管理課長

＞ そうですね。

大森委員

＞ そういう方もいらしたんですね。

教育長

＞ 高校の場合ですと、吹奏楽を教える専門の音楽の先生が配置されていないという状態なんですよ、ですからそこは止む無く、外部指導者を配置して北海道の事業に則って活用してるという実態です。中学校の場合は、そういう教科の教諭が配置されていますので、誰か彼が指導はできる体制になっていますので。

大森委員

＞ 広尾中学校の普段の音楽の授業もその方にやっていただいているということですか。

教育長

＞ 中学校はちゃんと教科担任が配置されています。今年吹奏楽部は金賞もいただいております。

管理課長

＞ 金賞いただいてですね、残念ながら全道大会に行けなかったということで、教育長と武藤委員と私と文化祭に出席させていただいたんですけど、3年生が最後の演奏だということで、2年生の女子の部員がですね、金賞を取ったんですけど全道大会に出ることができなくて先輩たちが悔し泣きをしていたと言って本人も泣いているんですね、一生懸命やっていただいていたいい形で今後も進めてもらいたいと思います。

教育長

＞ 若いんですけど授業も私見たことがあるんですけど、男子生徒もですね大声で歌うんですね、普通中学生くらいだったらなかなか声張らないでしょ、でもちゃんと授業になっていて、その時は局の指導主事も来ていたんですけど、「ちゃんとした授業ですね」って言ってましたので、まあ音楽については色々見て安定感があります。そういう教員が来られてますので楽しみだなと思っています。

＞ 部活動の在り方に関する方針については、これが完成ではなく、実態を見ながら校長会などにもおろしながら実態と合うように見直すことは一向に構いませんので、その時はまた皆様にご相談をさせていただきます。

＞ ほかにございませんでしょうか。（各委員「なし」）それでは次に行きます。日程第3、議案第17号、広尾町教育委員会事務局職員の人事異動について提案説明をお願いします。

管理課長

＞ それでは、議案17号、広尾町教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。

現在、社会教育係に在籍しております横山幸大主事でございますが、社会教育主事としての資格要件を満たしたことから１０月１日付で兼務発令として社会教育主事を任命するものであります。以上であります。

教育長

＞ 補足します。社会教育法で「それぞれ町村には社会教育主事を置く」となっているんですね、「置くことができる」ではなくて「置く」ということになっています。４月から今までですね社教主事が不在だったということでもあります。前任者は帯広のとかち広域消防に塚本が行っていますから、半年間不在だったんですけど、横山が今回要件を満たしているということでございますので発令をしたいとするものであります。

＞ この件について何かございましたらお願いします。（各委員「なし」）よろしいでしょうか。それでは次に、日程第４、その他です。事務局から何かありますか。

管理課長

＞ 特にありません。

教育長

＞ 教育委員さんから何かございますか。（各委員「なし」）

管理課長

＞ すみません、１１月２１日にですね南十勝教育長・教育委員研修会を広尾町で開催する予定であります。委員さんのご都合を確認したいのですが。

武藤委員

＞ 時間は何時からですか。

管理課長

＞ 午後２時３０分くらいから、豊似小学校を皆さんに見ていただいて、戻ってきて３時３０分から講演会を行っていきたいと思っています。（各委員の日程を確認）

教育長

＞ 広尾での開催ということですので、出来るだけ参加をしていただければありがたいと思います。それと情報なんですけれど、広尾中学校ですが、長年、環境教育ということでオオバナノエンレイソウに取り組んでいました。そんな活動が評価されまして、前田一步園

財団からこの度表彰を受けることになりました。１０月２７日、日曜日に札幌のポールスターで表彰式が行われます。校長はじめ生徒４人、それと私が出席します。副賞として１０万円をもらえるということで、それは学校の活動に使っていただいて、そんなことで、今年度についてはそういった形になっていますので、よろしくお願いしたいと思っています。ほかに何かありますか。（各委員「なし」）以上をもちまして第５回広尾町教育委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。（14:05）

この会議録は、令和元年１０月１日に開催の教育委員会会議の確定に基づいて作成した。
（当日の議案は別紙のとおり）

教育長 菅 原 康 博

教育長職務代理者 中 村 孝 夫

（令和元年１０月９日調製）

管理課長